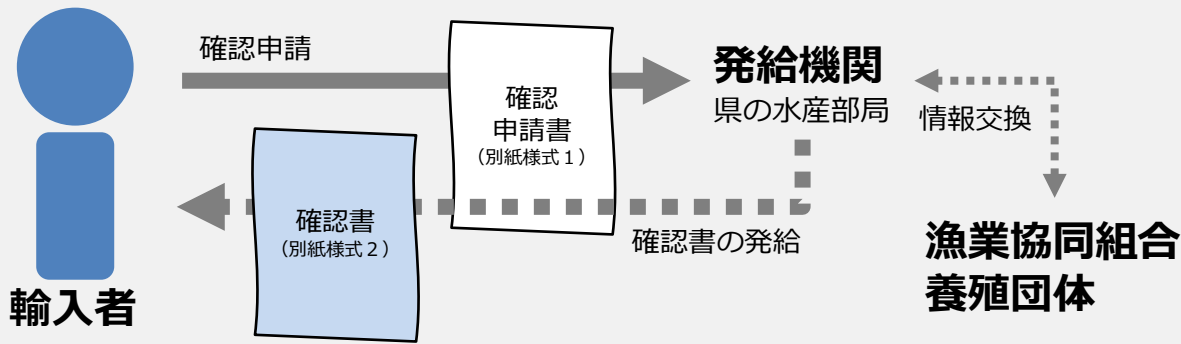


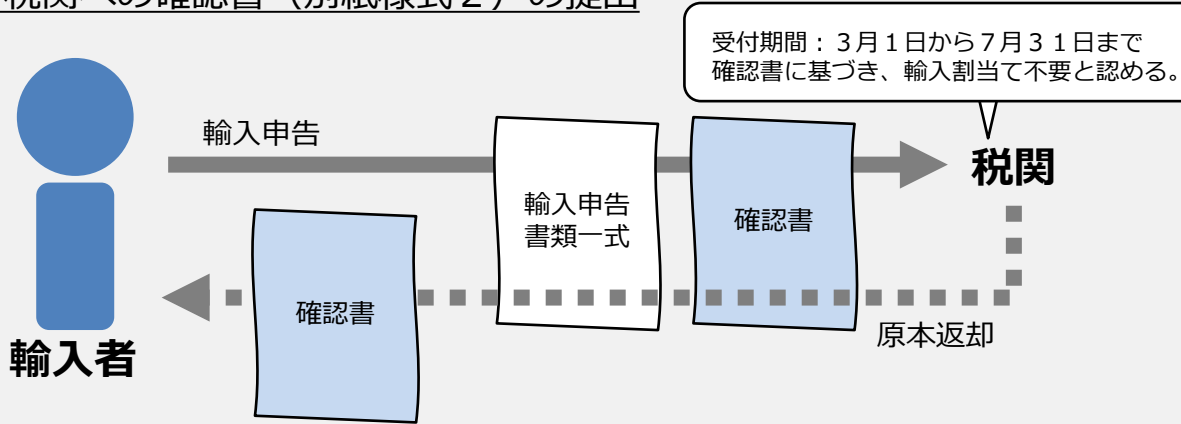
### 確認の対象となる活のかんぱち稚魚

- ✓ 全長が15cmを超え30cm以下のもの
- ✓ 3月1日から7月31日までの間に税関へ輸入申告及び確認書の提出が行われたもの
- ※ 当該期間内に税関への申告及び提出が行われない場合、輸入割当て対象外とする扱いは受けられない。

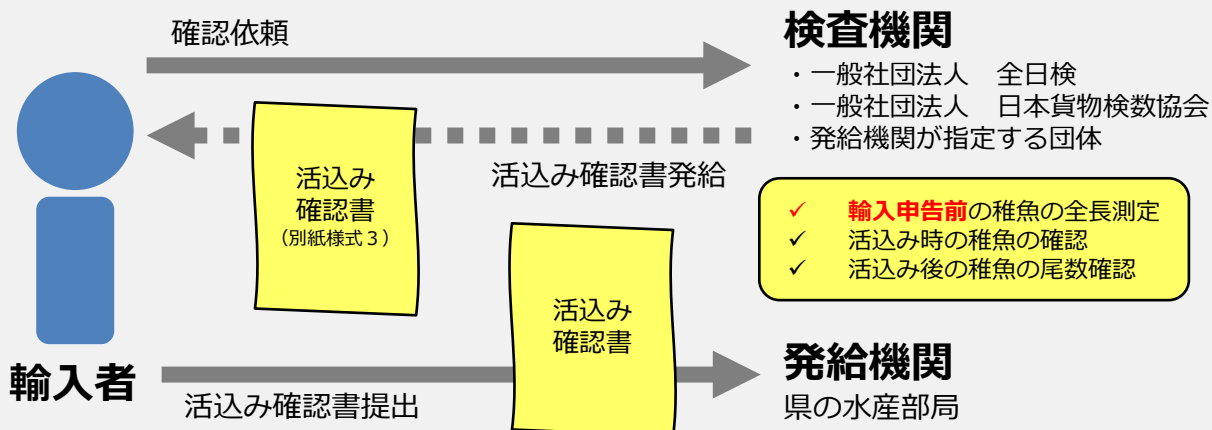
#### 1. 発給機関への確認申請書（別紙様式1）の提出



#### 2. 税関への確認書（別紙様式2）の提出



#### 3. 検査機関への活込み確認依頼 及び発給機関への活込み確認書（別紙様式3）の提出



**確認の対象となる活のかんぱち稚魚**

- ✓ 全長が15cmを超え30cm以下のもの
- ✓ **3月1日から7月31日までの間**に税関へ輸入申告及び確認書の提出が行われたもの
- ※ 当該期間内に税関への申告及び提出が行われない場合、輸入割当て対象外とする扱いは受けられない。

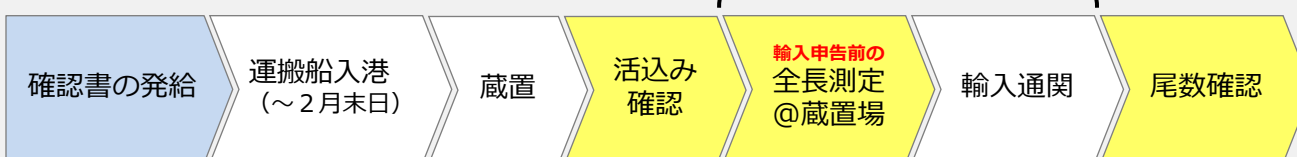
**1. 通常想定されるケース**

- ✓ 3月1日から7月31日の間に運搬船入港
  - ✓ 蔵置しない
- 3月1日から7月31日の間に実施



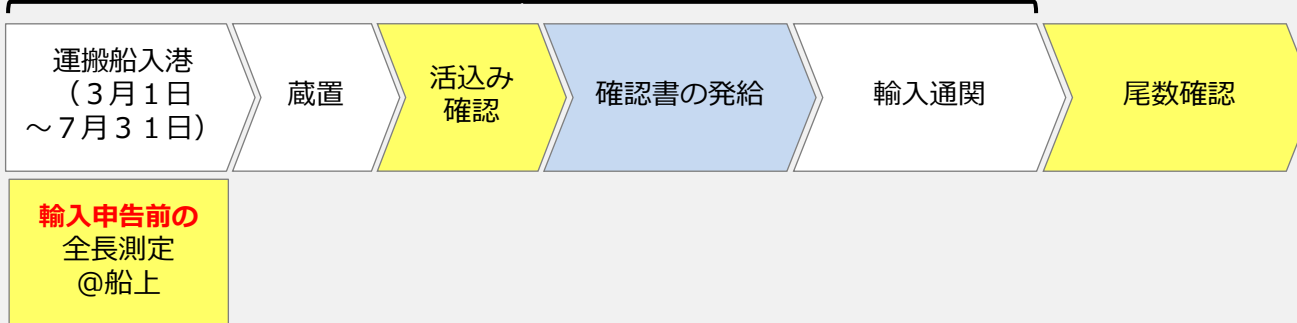
**2. 蔵置するケース その1**

- ✓ 3月1日より前に運搬船入港
  - ✓ 蔵置する
- 3月1日から7月31日の間に実施



**3. 蔵置するケース その2**

- ✓ 3月1日から7月31日の間に運搬船入港
  - ✓ 確認書発給まで蔵置する
- 3月1日から7月31日の間に実施



## 活のかんぱち稚魚の養殖用の確認制度及び確認書に関する問合せ先

### 1. 水産庁長官通知に基づく確認制度について

水産庁 加工流通課 水産物貿易対策室 貿易第2班  
電話番号:03-3501-1961

### 2. 県が発給した確認書の内容について

県名	申請窓口担当部局	電話番号
静岡県	経済産業部水産局水産資源課	054-221-2739
和歌山県	農林水産部水産局資源管理課	073-441-3010
徳島県	農林水産部水産振興課	088-621-2474
香川県	農政水産部水産課	087-832-3471
愛媛県	農林水産部水産局水産課	089-912-2618
高知県	水産振興部漁業振興課	088-821-4606
長崎県	長崎県水産部水産加工流通課	095-895-2873
熊本県	農林水産部水産局水産振興課	096-333-2455
大分県	農林水産部水産振興課	097-506-3953
宮崎県	農政水産部漁村振興課	098-526-7147
鹿児島県	商工労働水産部水産振興課	099-286-3433

## Q & A 目次

### 1 全般

- Q. 1 全長15cm以下の活のかんぱちの取扱いはどうなるのか。
- Q. 2 3月1日から7月31日までの間以外に輸入申告する全長15cm超30cm以下の活のかんぱちの取扱いは、どうなるのか。
- Q. 3 3月1日から7月31日までの間に全長15cm超30cm以下の活のかんぱちを、本制度を活用せずに輸入することはできるのか。
- Q. 4 活のかんぱちを2月に蔵置し、3月に輸入申告しても本制度の対象になるか。

### 2 通関手続

- Q. 5 かんぱちの全長は通関時に税関が確認するのか。
- Q. 6 通関前に、確認書を有するかんぱちの全長が30cmを超えていたことが判明した場合、どうすればよいのか。
- Q. 7 通関後に、確認書を有するかんぱちの全長が30cmを超えていたことが判明した場合、どうすればよいのか。
- Q. 8 1隻の運搬船が複数の税関所在地で輸入通関する場合、手続はどうなるのか。
- Q. 9 確認書を受けた者と輸入申告を行う者は同じである必要はあるのか。

### 3 検査

- Q. 10 検査機関が行う確認は、具体的にどのような流れとなるのか。
- Q. 11 A.10の①の稚魚の全長測定は通関の前後のどのタイミングで実施するのか。
- Q. 12 A.10の①の稚魚の全長測定はどこで実施するのか。また、何尾の稚魚の全長を測ればよいのか。
- Q. 13 A.10の①の稚魚の全長測定の結果、一部の魚艙で全長30cmを超えるかんぱちが出た場合、どうするのか。それ以外の魚艙（全長30cm以下）はIQなしで輸入できるのか。
- Q. 14 A.10の②の運搬船から養殖生簀への活込みの確認は、いつ実施するのか。
- Q. 15 A.10の③の稚魚の尾数の確認はいつ行えばよいのか。
- Q. 16 活込み確認はだれが検査機関に業務依頼するのか。
- Q. 17 稚魚の尾数の確認には長い時間を要するのではないか。
- Q. 18 活込み確認は事業者の負担が大きいので省略してほしい。
- Q. 19 稚魚の尾数の確認について、確認申請に記載された尾数との差異が生じることが想定されるが、どのように対応するのか。
- Q. 20 稚魚の尾数の確認はどこまでの精度が求められるのか。

## 4 その他

- Q. 2 1 確認書の発給後にかんぱち稚魚の活込み先が変わった場合、どうすればよいのか。事後確認（事後の訂正）でよいのか。
- Q. 2 2 複数県向けの稚魚が混載されている運搬船の場合、確認書の申請や活込み確認はどのように行うのか。
- Q. 2 3 今回の確認制度により輸入したかんぱち稚魚を活込んで中間育成し、他県に移す場合、何か手続を要するのか。

# 養殖用の活のかんぱち稚魚の確認申請手続等のQ & A

## 1 全般

Q. 1 全長15cm以下の活のかんぱちの取扱いはどうなるのか。

A. 1 従前のおりIQは必要としません。

Q. 2 3月1日から7月31日までの間以外に輸入申告する全長15cm超30cm以下の活のかんぱちの取扱いは、どうなるのか。

A. 2 従前のおりIQが必要になります。

Q. 3 3月1日から7月31日までの間に全長15cm超30cm以下の活のかんぱちを、本制度を活用せずに輸入することはできるのか。

A. 3 可能ですが、従前のおりIQが必要になります。

Q. 4 活のかんぱちを2月に蔵置し、3月に輸入申告しても本制度の対象になるか。

A. 4 全長15cm超30cm以下であれば、本制度の対象になります。

## 2 通関手続

Q. 5 かんぱちの全長は通関時に税関が確認するのか。

A. 5 税関は通常の貨物検査は実施しますが、稚魚の全長を確認することはありません。稚魚の全長は活込みの確認を行う機関（以下、検査機関）が測定します。税関は確認書とともに3月1日から7月31日までの間に輸入申告されるかんぱち稚魚をIQの対象外と認めます。

Q. 6 通関前に、確認書を有するかんぱちの全長が30cmを超えていたことが判明した場合、どうすればよいのか。

A. 6 全長30cm超のかんぱちを本制度で輸入したことになるれば、次回以降、確認書の発給を受けられなくなります。こうした事態が生じた場合、県に速やかに連絡するとともに、当該かんぱちを輸入する際はIQを取得してください（QA. 13を参照）。

Q. 7 通関後に、確認書を有するかんぱちの全長が30cmを超えていたことが判明した場合、どうすればよいのか。

A. 7 次回以降、確認書の発給を受けられなくなります。こうした事態を避けるため、検査機関による確認を通関前に実施してください（QA. 11を参照）。

Q. 8 1隻の運搬船が複数の税関所在地で輸入通関する場合、手続はどうなるのか。

A. 8 税関は確認書の裏面に当該税関での申告重量を記載するので、輸入者は、次の税関において裏書きされた確認書により残りの稚魚を通関します。

Q. 9 確認書を受けた者と輸入申告を行う者は同じである必要はあるのか。

A. 9 原則として、確認書を受けた者（実質的な輸入者）と輸入申告者は一致する必要があります。ただし、委任状などの証拠書類により輸入申告者と確認書を受けた者の関係が証明されれば、確認書は有効なものとなされます。

### 3 検査

Q. 1 0 検査機関が行う確認は、具体的にどのような流れとなるのか。

A. 1 0 ①稚魚の全長測定、②養殖生簀への稚魚の活込みの確認、③稚魚の尾数の確認（立ち会い）を行います。

Q. 1 1 A. 1 0の①の稚魚の全長測定は通関の前後のどのタイミングで実施するのか。

A. 1 1 別紙様式3（注意書き）のとおり、通関前の3月1日から7月31日の間に実施してください。通関前であれば、Q. 7のような問題は発生しません。

Q. 1 2 A. 1 0の①の稚魚の全長測定はどこで実施するのか。また、何尾の稚魚の全長を測ればよいのか。

A. 1 2 運搬船で実施し、1魚船当たり10尾の稚魚の全長を測定してください。ただし、3月1日から7月31日の間以外に蔵置された稚魚については、通関前の3月1日から7月31日の間に蔵置場で1生簀当たり10尾の稚魚の全長を測定してください。

Q. 1 3 A. 1 0の①の稚魚の全長測定の結果、一部の魚船で全長30cmを超えるかんぱちが出た場合、どうするのか。それ以外の魚船（全長30cm以下）はIQなしで輸入できるのか。

A. 1 3 全長30cm超のかんぱちが検出された魚船のかんぱちを輸入する際には、原則として、当該魚船のかんぱち全量についてIQを取得してください。それ以外の魚船のかんぱちはIQなしで輸入しても問題ありません。こうした事案が生じた場合、速やかに県に連絡するとともに、活込み確認書の備考の欄に、IQにより輸入したかんぱちの数量または輸入しなかったかんぱちの数量を検査機関に記載してもらってください。

Q. 1 4 A. 1 0の②の運搬船から養殖生簀への活込みの確認は、いつ実施するのか。

A. 1 4 原則として通関後に実施します。ただし、養殖業者の生簀に蔵置する場合、この蔵置の際（通関前）に、活込みの確認を行います。

Q. 1 5 A. 1 0の③の稚魚の尾数の確認はいつ行えばよいのか。

Q. 1 5 活込み時の確認は難しいため、かんぱちが馴致した一定期間後、養殖業者が稚魚の尾数を確定する際に検査機関の立ち会いを想定しています。

Q. 1 6 活込み確認はだれが検査機関に業務を依頼するのか。

A. 1 6 輸入業者が検査機関に業務を依頼します。

Q. 1 7 稚魚の尾数の確認には長い時間を要するのではないか。

A. 1 7 稚魚の尾数の確定作業は比較的短時間で終わると聞いています。地域によって養殖実態は異なる場合があるので、検査機関と相談して現実的な確認方法を取ってください。

Q. 1 8 活込み確認は事業者の負担が大きいため省略してほしい。

A. 1 8 現場の意見を踏まえて必要な改善は検討しますが、活込み確認は、食用への横流し防止、無規制な種苗輸入の抑止及び養殖の適正化に寄与するものであるため、ご理解頂きますようお願いいたします。

Q. 19 稚魚の尾数の確認について、確認申請に記載された尾数との差異が生じることが想定されるが、どのように対応するのか。

A. 19 確認対象が活の稚魚であることから、若干の差異が生じることにはやむを得ませんが、大きな差異が生じれば、制度の見直し（厳格化）を検討せざるを得ないため、できる限り正確な稚魚の尾数の申請に努めてください。

Q. 20 稚魚の尾数の確認はどこまでの精度が求められるのか。

A. 20 確認対象が活の稚魚であることを考慮し、1000尾単位での確認を行うこととしています。

#### 4 その他

Q. 21 確認書の発給後にかんぱち稚魚の活込み先が変わった場合、どうすればよいのか。事後確認（事後の訂正）でよいのか。

A. 21 活込み先を他県に変更する場合、当該県から確認書を取得する必要があります。確認書に記載された尾数の範囲内であって県内の活込み先の内訳を変更する場合、通関前に県に連絡して了承を得てください。県が養殖用と事前確認したかんぱち稚魚を I Q. 対象外にする本制度の趣旨からして、事後確認は認められません。

Q. 22 複数県向けの稚魚が混載されている運搬船の場合、確認書の申請や活込み確認はどのように行うのか。

A. 22 輸入業者は、活込み先の各県に対して確認書の申請を行い、各県から発給を受けた確認書をもって通関を行います。その後、輸入業者は、各県の養殖施設における活込み確認書を各県に提出します。

Q. 23 今回の確認制度により輸入したかんぱち稚魚を活込んで中間育成し、他県に移す場合、何か手続を要するのか。

A. 23 活込み確認が済んでいれば、その後のかんぱち稚魚の国内移動に係る手続はありません。